

事例番号:300501

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 28 週 3 日 切迫早産の診断で管理入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 30 週 0 日

6:00 陣痛開始

7:09- 胎児心拍数陣痛凶上、軽度変動一過性徐脈を時折認める

分娩直前に高度変動一過性徐脈、高度遷延一過性徐脈が出現、
徐脈を認める

7:45 血液検査で白血球 $215 \times 10^2 / \mu\text{L}$ 、CRP 4.92mg/mL

12:26 経膈分娩、児娩出と共に凝血塊、胎盤を排出

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎 (stage II) および臍帯
炎 (stage III)、血性羊水あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:30 週 0 日

(2) 出生時体重:1474g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.136、 PCO_2 43.7mmHg、 PO_2 32mmHg、 HCO_3^- 14.7mmol/L、
BE -14mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 7 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 早産児、極低出生体重児、呼吸窮迫症候群、子宮内感染症の疑い

(7) 頭部画像所見:

生後 44 日 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名、小児科医 2 名

看護スタッフ:助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことであると考える。

(2) 脳の虚血の原因を解明することは困難であるが、分娩周辺期に生じた子宮内感染、および常位胎盤早期剥離に伴う分娩経過中の一過性の循環障害の両方が関与した可能性がある。

(3) 児の未熟性が PVL の発症の背景因子であると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 子宮頸管円錐切除術後の妊産婦に対して早産徴候(子宮頸管長短縮、子宮収縮)に留意しながら妊娠管理を行ったことは一般的である。

(2) 妊娠 28 週 3 日に子宮頸管長短縮、子宮収縮を認めたため切迫早産と診断したこと、および入院中の管理(子宮収縮抑制薬投与、ノンストレス、超音波断層法、血液検査)は一般的である。

(3) 妊娠 28 週 4 日からベタメタゾソリン酸エステルナトリウム注射液を投与したことは医学的妥当性がある。

(4) 妊娠 28 週 6 日に自然破水を認めたため、子宮収縮抑制薬投与を中止し、抗菌薬を投与したことは選択肢の一つである。

- (5) 抗菌薬の投与を1回のみで終了したことは選択されることが少ない対応である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 30 週 0 日 4 時 58 分に分娩監視装置終了後、7 時 09 分まで分娩監視装置を装着せずに経過観察したことは基準から逸脱している。
- (2) 分娩経過中の管理(分娩監視装置装着、バイタルサイン測定、血液検査、内診、経膈分娩としたこと)は一般的である。
- (3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (4) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

出生後の処置(パルスオキシメーター装着、酸素投与、CPAP、気管挿管、肺サーファクタント吸入剤投与)および当該分娩機関NICUに収容したことは、いずれも一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 前期破水の抗菌薬の取り扱いに関して「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」の内容を再度確認することが望まれる。
- (2) 早産児の分娩監視に関して「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」の内容を再度確認することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児に重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 脳室周囲白質軟化症の発症リスクや発症機序に関する調査・研究を行うことが望まれる。
- イ. 子宮内感染が早産児の脳性麻痺発症にどのような影響を与えるのかについて学術的な解析が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して
なし。